

第7回総会議事録（R7年7月）

都城市農業委員会

1 日 時 令和7年7月30日 午前9時30分～

2 場 所 中央公民館 大会議室

3 委 員

出	徳益 吉明	出	柿並 マリ子	出	有川 はつ子	出	馬渡 広二
出	山中 美代子	出	福島 真希	出	坂之下 昭二	欠	徳留 博文
欠	大久保 義広	出	坂上 和秋	出	永田 勇作	欠	松山 忠雄
出	田中 加代子	出	紺家 知征	欠	下西 弘美	出	福島 清邦
欠	岩崎 一之	出	七日市 昌子	出	乙守 賢次	出	福岡 芳文
出	田中 和美	出	中島 学	出	福田 安昭	出	兒玉 圭亮

4 事 務 局

局 長	永留 伸二	次 長	鶴村 勇一
主 幹	前田 秀作	主任主事	西山 竜貴
主 事	畑中 友紀乃	副 主 幹	齊藤 千鶴（山之口総合支所）
副 主 幹	水間 淳也（高城総合支所）	副 主 幹	山波 幸二（山田総合支所）
主 事	溝口 漱（高崎総合支所）		

5 付議案件

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第15号 競（公）売の買受者による農地法申請に係る許可書交付について

議案第49号 都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第50号 非農地証明について

議案第51号 農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について

議案第52号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第53号 農地法第3条許可申請による農業委員会の許可決定について

議案第54号 農地法第4条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第55号 農地法第5条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について

議案第56号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）

議案第57号 農業委員会等に関する法律第13条による農業委員の辞任の同意について

議案第58号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

第7回総会議事録

議長 　ただ今より令和7年の第7回総会を開催いたします。本日は24名中5名の欠席で19名の出席となっています。議事録署名人を私から指名させていただきます。11番委員と13番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

　それでは、審議に移ります。本日は報告案件2件と議案10件となっています。まず報告案件ですが、2件まとめていきたいと思います。報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知について、そして、報告第15号競（公）売の買受者による農地法申請に係る許可書交付について、まとめて事務局の説明をお願いします。

事務局　ご報告いたします。報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、議案書は1ページから30ページまでとなります。内容につきましては、今月は55件の通知で、194,525.60㎡の内容となっています。次に報告第15号競（公）売の買受者による農地法申請に係る許可書交付についてですが、議案書は31ページになります。今月は1件で、502.00㎡の内容となっています。これは4月の総会で5条の買受適格証明願を出された案件につきまして、申請人が落札後にその時と同内容で5条申請を提出されましたので、付帯議決事項に基づき会長決裁で既に許可書を交付したものです。これはその報告でございます。以上でございます。

議長　ただいま報告案件の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

全委員　無し（の声あり）

議長　何も無いようですので、報告第14号、15号については承認するものといたします。

　続きまして、議案審議に入ります。まず議案第49号都城市農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いいたします。

農政課担当　＜資料に沿って、用途変更4件、除外13件の案件計17件の概略説明＞

議長　ありがとうございました。質疑に入りますが、ただいまの件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員　無し（の声あり）

議長　無いようですので採決いたします。議案第49号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員　（全委員挙手）

議長　全委員挙手ですので、議案第49号につきましては承認するものといたしました。農政課の方はありがとうございました。

農政課担当　（退席）

議長　続きまして、議案第50号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局　議案第50号非農地証明についてでございます。議案書は33ページになります。今月は1件の申請がございまして、2,199.00㎡の内容となっています。この調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの1ページに記載してございます。ご審議方よろしく願います。

議長　説明が終わりましたので、質疑に入りますが、只今の件について何かご質問のある方はございませんか。

全委員　無し（の声あり）

議長 無いようですので採決いたします。議案第 50 号の非農地証明について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 50 号については承認するものと決定いたしました。

次に議案第 51 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 51 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断についてでございます。議案書は 34 ページになります。今回は 9 件、10 筆の 6,432.48 m²の案件について、非農地かどうかの判断を求めるものでございます。

最終確認につきましては、34 ページ下段の表のとおり祝吉地区及び庄内地区の担当委員に最終確認をしていただいたところです。各委員とも、いずれも山林原野化していて、今後も農地としての利用は見込めないだろうとの判断でございましたので、この 10 筆を非農地として判断してよろしいかお伺いするものです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 51 号農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について、ご同意いただける方の挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 51 号については、非農地とすることに決定いたしました。

次に議案第 52 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 52 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてでございます。議案書は 35 ページになります。今月は 1 件の申請がございまして、2,543.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 2 ページに記載してあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問があればお願いします。何かございませんか。

全委員 無し (の声あり)

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 52 号農地法第 5 条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 (全委員挙手)

議長 全委員挙手ですので、議案第 52 号については許可相当と決定いたしました。

次に議案第 53 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 53 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定についてでございますが、議案書は 36 ページから 40 ページになります。今月は、18 件の申請がございまして、41,239.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 3 ページから 5 ページに記載してございます。いずれも農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと判断しております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りますが、何かご質問のある方はございませんか。
全委員 無し（の声あり）
議長 質問も無いようですので採決いたします。議案第 53 号について、許可決定にご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）
議長 全委員挙手ですので、議案第 53 号につきましては、すべて許可するものと決定いたしました。

続きまして、議案第 54 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 54 号農地法第 4 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 41 ページになります。今月は 3 件の申請がございまして、6,931.00 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 5 ページに記載のとおりです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 54 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 54 号はすべて許可相当と決定いたしました。次に議案第 55 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてを議題とします。議案に対する事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 55 号農地法第 5 条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定についてですが、議案書は 42 ページから 51 ページになります。今月は、31 件の申請で、25,718.21 m²の内容となっています。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 6 ページから 9 ページに記載してございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、この議案についてご質問をお受けしますが、何かございませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 55 号について、意見決定及び許可決定に、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 55 号はすべて許可相当と決定いたしました。続きまして、議案第 56 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 56 号農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）でございます。議案書は 52 ページから 97 ページになります。まず所有権移転ですが、今月は渡人から農業振興公社へと、また農業振興公社から受人へとの計 20 件の申請がございまして、合わせて 56,292.00 m²の内容となっています。利用権設定につきましては、105 件の申請がございまして、262,487.00 m²の内容となっています。なお、公告につきましては、9 月 1 日付けで県の方ですることになります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、この件について、何かご質問はありませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 特に無いようですので採決いたします。議案第 56 号について、承認される方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手でございます。よって、議案第 56 号につきましては原案どおり承認されました。

議長 続きまして、議案第 57 号農業委員会等に関する法律第 13 条による農業委員の辞任の同意についてを議題といたします。議題に対する事務局の説明をお願いします。

事務局担当 議案第 57 号農業委員会等に関する法律第 13 条による農業委員の辞任の同意についてでございます。議案書 98 ページをご覧ください。当該委員につきましては、今年の 2 月初め頃から通院治療をされているものの、自身では運転もできないほどの状態とのことで、回復の兆しもなく、今後正常に委員活動ができそうにないとの判断から、今回辞任の申出があったものでございます。以上でございます

議長 ありがとうございます。ただいま、説明がありましたが、ここで質問をお受けします。何かありませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 57 号農業委員会等に関する法律第 13 条による農業委員の辞任の同意について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 57 号については同意することに決定しました。

議長 続きまして、議案 58 号農業委員会等に関する法律第 23 条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてを議題といたします。議案に対する説明をお願いします。

事務局担当 議案第 58 号農業委員会等に関する法律第 23 条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意についてでございます。議案書 99 ページをご覧ください。当該委員につきましては、現在、高城地区の農地利用最適化推進委員であります。先ほどの農業委員の辞職のことを聞かれまして、総会での議案審議に関わるなどさらなる地域農業の発展に寄与したいとの思いから、農業委員に立候補したいとして、今回、農地利用最適化推進委員の辞任の申出があったものでございます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただいま、説明がありましたが、ここで質問をお受けします。何かありませんか。

全委員 無し（の声あり）

議長 無いようですので採決に入ります。議案第 58 号農業委員会等に関する法律第 23 条による農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全委員 （全委員挙手）

議長 全委員挙手ですので、議案第 58 号については同意することに決定しました。

議長 これで本日予定していた議案審議はすべて承認するというで終わりました。他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

4 番委員 議案第 53 号農地法第 3 条許可申請による農業委員会の許可決定の案件番号 1 について、新規就農者で経営面積が 0 m²で農業経験が 50 年となっていますが、どのような状況ですか。

事務局担当 経営面積につきましては、本人が農地を所有していなくて、両親が所有しており、農業経験があるものです。

4 番 委員 代表者になっていなかった訳ですね、了解しました。

議 長 他に皆さんの方から審議内容について何かございませんか。

全 委 員 無し（の声あり）

議 長 特に何もございませんので、これで第7回総会を終了したいと思います。皆さんどうもお疲れ様でした。

令和7年 月 日

議事録署名委員

11 番委員 _____

13 番委員 _____

作成者 鶴村 勇一